

「飛行計画記入・通報要領」の一部改正について（概要）

平成28年10月
航空局交通管制部運用課

1. 背景

I C A O P A N S - A T M D o c 4 4 4 4 の改正により、新たに性能準拠型通信・監視（P B C S）の能力を飛行計画に記入することが追加されたため、所要の改正を行うものである。

2. 概要

- ①第10項及び第18項に性能準拠型通信・監視（P B C S）の能力についての記入を追加。
- ②無線通信機器「無線電話 S A T C O M」の名称を「S A T V O I C E」へ変更。

3. 今後のスケジュール

施行：平成28年11月10日